

2025年大阪・関西万博推進本部医療衛生部会

第3回衛生分科会

○日 時 : 令和6年2月28日(水) 13:30～14:30

○場 所 : 大阪市役所 地下1階 第3共通会議室

○出席者・配席 : 別紙のとおり

○議 題 :

1. 食品衛生及び環境衛生に係る取組みの進捗状況について【資料1】
2. 2025年日本国際博覧会の会場外における食品衛生対策監視指導マニュアル(案)について【資料2】
3. 2025年日本国際博覧会に係る宿泊施設対策マニュアル(案)について【資料3】
4. 2025年日本国際博覧会におけるそ族昆虫類対策マニュアル(案)について【資料4】
5. その他

分科会	大項目	項目	今後の具体的な取組み内容	2023年度												2024年度												2025年度										第2回衛生分科会後の取組み状況
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月				
衛生	環境・食品共通	体制整備	衛生対策に係る監視体制の確保 (会場内監視拠点の整備を含む。)				要綱策定																											○(市)万博対策準備グループ(令和6年4月以降) 場所:船場センタービル2号館 人員:6名程度(人事部局と調整中) センター立上げ等の業務に従事 ○会場内監視の人員体制に係る府市の協議 令和5年9月12日、10月5日実施				
				監視体制等の検討				監視センター設置に向けた事前調整										監視センターの体制検討										食品・環境衛生に係る対応体制の確保										
				検査備品等の検討		人員要求・予算要求						人員要求・予算要求																										
				食品衛生及び環境衛生対策要綱の検討・策定																																		
	環境衛生 (水道含む)	万博会場内における監視指導等	特定建築物・興行場に対する監視指導					マニュアル・監視計画等の検討・作成										講習会の資料作成等				講習会の開催		監視指導				○令和5年10月30日 府市及び博覧会協会 で万博会場内建築物・興行場対策について協議。 ・マニュアル草案作成中 ※博覧会協会の対策方針や会場内特定建築物・興行場施設に係る情報提供があり次第、詳細内容検討。										
				事前相談										事前相談・パビリオンの許認可等																								
			水道対策(立入検査の実施)					マニュアル・監視計画等の検討・作成												監視指導				・マニュアル草案作成中 ※博覧会協会の対策方針や会場内水道関係施設に係る情報提供があり次第、詳細内容検討。														
				事前相談、届出相談																																		
		会場内販売物品に対する監視指導 (家庭用品の規制に関する法律)					マニュアル・監視計画等の検討・作成														試買検査・監視指導				○令和5年10月23日 環境衛生WGで家庭用品対策マニュアルについて協議、試買調査の実施方法について検討。 ・マニュアル分科会提出案検討中 ※博覧会協会から会場内家庭用品取扱い品目の情報提供があり次第、内容調整予定。													
	万博会場外における監視指導等	宿泊施設への監視指導					マニュアル・監視計画等の検討・作成										講習会の資料作成等				講習会の開催						○令和5年7月27日 環境衛生WGで宿泊施設に係る監視指導及び講習会実施方法について検討。 ○令和5年10月23日 環境衛生WGで宿泊施設対策マニュアルについて協議。 ・ マニュアル分科会提出案作成【議題(3)】											
										宿泊施設の監視指導																												
食品衛生	万博会場内における監視指導等	食品衛生関係施設に対する監視指導					マニュアル等の作成										会場衛生監視センターの立上げ				監視指導				○令和5年8月10日、9月14日 府市及び博覧会協会 で会場内における食品衛生対策について協議。 ・マニュアル草案作成中 ※博覧会協会から会場内における食品の取扱い品目等、食品営業に係る情報提供があり次第、詳細内容検討。													
			事前相談										講習会の資料作成等				講習会の開催		事業者等に対する食中毒予防の啓発																			
		会場内で販売される食品の検査(食品表示等)					マニュアル等の作成												監視指導				収去検査															
													事前相談・許可等																									
		食中毒発生時の対応					対応マニュアルの作成														事業者等に対する食中毒調査					・対応マニュアル草案作成中 ※博覧会協会における、運営・連絡体制に係る情報提供があり次第、詳細内容検討。												
	食品苦情(異物混入、腐敗変敗等)対応					対応マニュアルの作成																		調査														
	万博会場外における監視指導等	万博に関連する食品関係施設への監視指導の強化					マニュアル等の調整・検討・作成										講習会の資料作成等				講習会の開催						○令和5年8月29日 食品衛生WGでマニュアルの作成方法並びに会場外食品関係施設に係る講習会実施方法について検討。 ○令和5年9月1日 食品衛生WGで食品衛生対策事業の府市の進め方について検討。 ・ マニュアル分科会提出案作成【議題(2)】											
										食品関係施設の監視指導																												

(食品衛生 WG 案)

2025 年日本国際博覧会の会場外における食品衛生対策監視指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025 年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）の開催にあたり、2025 年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき実施する食品衛生対策のうち、博覧会の会場（以下「会場」という。）外の食品取扱施設に対する監視指導の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 対象施設

(1) 宿泊施設

博覧会関係者及び来場者等の宿泊施設のうち食事を提供する施設であって、規模等から食品衛生上の重要度が高いと判断される施設。

(2) 大規模弁当類調製施設

博覧会関係者及び来場者等に提供する弁当類を調製する施設又は弁当類を調製する可能性のある施設若しくはそれらの関連施設。

(3) その他食品関係施設

会場内の食品関係施設で提供される又は提供される可能性のある加工食品（半製品を含む。）の製造施設であって、規模等から食品衛生上の重要度が高いと判断される施設。

3 実施内容

(1) 情報の収集及び管理

大阪府と大阪市は、博覧会協会その他関係機関と連携し、2 の対象施設に係る情報収集に努めることとする。なお、得られた情報については、必要に応じ共有するとともに、その取扱いに十分に注意すること。

(2) 対象施設の監視指導内容

ア 施設の監視指導

H A C C P に沿った衛生管理等の運用状況について、事業者が作成した衛生管理計画や衛生管理の実施状況の記録等を確認し、必要な指導及び助言を行う。

イ 施設の拭き取り検査

必要に応じて、施設の調理器具等の拭き取り検査（A T P 検査を含む。）を実施する。なお、検査結果に問題がある場合は改善指導を行うとともに、必要に応じ、再検査を行うこと。

ウ 調理従事者等の健康管理

作業開始前の健康状態の確認及び記録を行うよう指導するとともに、実施状況を確認する。

また、規模等から食品衛生上の重要度が高いと判断される施設については、定期的に自主検便*を行うよう指導するとともに、実施状況を確認する。

*検便項目には腸管出血性大腸菌を含めること。

エ 適正表示の指導

容器包装に入れられた食品を製造又は加工し販売する施設については、アレルゲン及び期限等の食品を摂取する際の安全性に関わる事項の表示漏れがないように必要な指導を行う。

(3) 食品衛生講習会

対象施設の営業者、食品衛生責任者及び調理従事者等に対し、衛生管理体制の確立や衛生的な食品の取扱い等について講習会を実施し、食品衛生に関する知識の向上及び自主衛生管理の推進に努める。

(4) 他自治体や各種関係団体との連携

対象施設の衛生管理を徹底するため、大阪府域自治体や近隣府縣市と連携し、対象施設の監視指導や講習会を実施するなど、事業者の自主衛生管理の推進に努める。また、各種関係団体と連携し、食品衛生について普及啓発に努める。

4 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

(環境衛生WG案)

2025年日本国際博覧会に係る宿泊施設対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）の開催にあたり、2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、宿泊施設対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、大阪府と大阪市が次の事業を実施することで宿泊施設対策の徹底を図る。

- (1) 旅館業法、国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法に基づく監視指導
- (2) 宿泊施設における事業者（以下「事業者」という。）に対する自主衛生管理等の推進
- (3) 事業者等に対する知識の普及啓発

3 実施内容

(1) 開催前の対策

ア 宿泊施設に対する監視指導

- ・開催前から宿泊客の増加が見込まれる観光地周辺、観光地へのアクセス至便な施設及び関西国際空港周辺の施設に対して重点的に監視を行う。
- ・各施設の構造設備や衛生状態及び宿泊者名簿等の確認を行い、事業者に対して必要な指導及び助言を行う。
- ・国内外から来阪する観光客の増加が見込まれることを踏まえ、宿泊者名簿については、正確な記載や旅券の写しの保管を含む管理の徹底を重点的に指導する。

イ 事業者に対する知識の普及啓発並びに自主衛生管理等の推進

- ・ 事業者に対し、構造設備、寝具等の衛生管理及び宿泊者名簿の取扱いや宿泊サービス等に係る講習会を随時実施することで、衛生管理の徹底並びに配慮を要する宿泊者の特性に応じた宿泊サービスの向上を推進する。
- ・ 宿泊施設に係る自主衛生管理表、宿泊サービス等に係る各種資材を講習会の案内等の機会を捉えて事業者へ適宜提供することで、事業者に係る自主衛生管理等を推進する。

(2) 開催中の対策

ア 宿泊施設に対する監視指導

- ・ 開催期間中、宿泊客の増加が見込まれる博覧会会場周辺や博覧会会場へのアクセス至便な施設及び各国要人等の宿泊が見込まれる施設に対して重点的に監視を行う。
- ・ 各施設の構造設備や衛生状態及び宿泊者名簿等の確認を行い、事業者に対して必要な指導及び助言を行う。
- ・ 宿泊客の増加が見込まれること等を踏まえ、宿泊者名簿については、正確な記載や旅券の写しの保管を含む管理の徹底を重点的に指導する。

イ 外国人来阪者等に対する宿泊マナーの普及啓発

宿泊施設利用に係る啓発資料を活用することで、博覧会来場者をはじめとする外国人来阪者等に対して、宿泊マナー等の知識の普及啓発を行う。

4 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。

(環境衛生WG案)

2025 年日本国際博覧会におけるそ族昆虫類対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025 年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）の開催にあたり、2025 年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、そ族昆虫類対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、会場衛生監視センターが博覧会協会その他関係機関と連携し、次の事業を実施することで博覧会会場内におけるそ族昆虫類対策の徹底を図る。

- (1) そ族昆虫類の生息調査及び防除指導
- (2) そ族昆虫類に係る来場者等からの苦情相談対応
- (3) 事業者等に対するそ族昆虫類に係る知識の普及啓発活動

3 実施内容

(1) 開催前の対策

ア 蚊の生息状況調査

博覧会会場予定地又はその周辺における、蚊の生息に適した場所での生息状況を調査し、その結果を博覧会協会等へ情報提供する。
また、必要に応じて感染症対策所管部局と連携し、発生源対策を中心とした防除方法等について指導及び助言を行う。

イ ねずみの生息状況調査

博覧会会場予定地又はその周辺における、ねずみの生息に適した場所での生息状況を調査し、その結果を博覧会協会等へ情報提供する

る。また、必要に応じて侵入経路の封鎖を始めとする防除方法等について指導及び助言を行う。

(2) 開催中の対策

ア 蚊の生息状況調査

博覧会会場又はその周辺における、蚊の生息に適した場所での生息状況を調査し、その結果を博覧会協会等へ情報提供する。また、必要に応じて感染症対策所管部局と連携し、発生源対策を中心とした防除方法等について指導及び助言を行う。

イ ねずみの生息状況調査

博覧会会場又はその周辺における、ねずみの生息に適した場所での生息状況を調査し、その結果を博覧会協会等へ情報提供する。また、必要に応じて侵入経路の封鎖を始めとする防除方法等について指導及び助言を行う。

ウ 来場者等からの苦情相談対応

来場者等からそ族昆虫類に係る苦情相談が寄せられた際には、内容を的確に把握し、必要に応じて現地調査等を行い、事業者等に対して指導及び助言を行う。また、適宜、関係機関に情報提供を行う。

エ 事業者等への普及啓発

そ族昆虫類に係る各種チラシを用いて事業者等に対して、防除方法等の知識の普及啓発を行う。

4 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。